

民間施設

市民生活局
産業政策課

福祉局
福祉総務課

都市局
住宅・建築室

飲食店等を誰もが利用しやすい施設にするためのバリアフリー等の取組

① インクルーシブ条例に盛り込むべき内容

- 国が定める基準は全国一律のもの。それを遵守するだけでなく施設を普段利用する者にとってのユーザビリティの重要性を、市の方針として定めるべきである。【検討会】
⇒（案）ユーザビリティの重要性について規定する。
- 障害があるために利用できる施設やお店などが制限されないよう、誰もが利用しやすい民間施設の整備を図るという方向性を打ち出すべき。【検討会】
⇒（案）飲食店等民間施設の整備の方向性について規定する。

② 各論条例や計画等に盛り込むべき内容

- 改正バリアフリー法や兵庫県の福祉のまちづくり条例と明石市独自の基準を組み合わせて、当事者にとってより効果の高い施策を推進してほしい。また、施策の進捗状況を定期的にしつかりと検証していく合議体の設置も考える必要がある。【検討会】

③ 具体的な取組として実践できる内容

- 合理的配慮の提供を支援する公的助成制度については改善しながら継続してほしい。また、ハード面だけでなく、障害を持った方への接し方などをわかりやすく教えてくれるソフト面の支援も充実させてほしい。【検討会】